

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目3番12号
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代表取締役社長 岩瀬 賢治

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主の皆様の安全を第一に考え、時間の短縮や座席の間隔を広くする等、縮小した規模で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年3月30日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都港区白金台四丁目19番19号 アーフェリーク白金 （開催場所が前回定時株主総会の会場と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようにご注意くださいようお願い申しあげます。）
3. 目的事項	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 第三者割当による第一種優先株式発行の件 第3号議案 第三者割当による第二種優先株式発行の件 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(<https://www.tgn.co.jp/company/ir/library/meeting.html>)

議決権行使方法のご案内



株主総会にご出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により議決権を行使される方へ

行使期限 **2021年3月29日（月曜日） 午後7時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより議決権を行使される方へ

行使期限 **2021年3月29日（月曜日） 午後7時まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使のお取り扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使についてのお問合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

第 1 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

第 2 号議案「第三者割当による第一種優先株式発行の件」及び第 3 号議案「第三者割当による第二種優先株式発行の件」に記載の第一種優先株式及び第二種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として第一種優先株式及び第二種優先株式を追加し、その他所要の規定を設けるものであります（以下「本定款変更」といいます。）。第一種優先株式及び第二種優先株式を発行する理由につきましては、第 2 号議案及び第 3 号議案をご参照ください。

なお、本定款変更の効力の発生は、本臨時株主総会において、第 2 号議案及び第 3 号議案が原案どおり承認されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、24,912,000 株とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、24,912,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式24,912,000株、 <u>第一種優先株式2,000株、第二種優先株式1,000株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当会社の普通株式の単元株式数は100株とし、 <u>第一種優先株式及び第二種優先株式の単元株式数は 1 株</u> とする。

現行定款	変更案
(新設)	第2章の2 優先株式
(新設)	(第一種優先株式) 第12条の2 当社の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。 1. 優先配当 (1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種登録株式質権者」という。）に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき88,000円（以下「第一種優先配当金」という。）を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。 (2) ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る第一種優先配当金につき本号に従い累積した第一種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が当該事業年度に係る第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、第一種優先株式1株につき88,000円に対して年率8.8%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「第一種累積未払配当金」という。）は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種累積未払配当金の額に達するまで、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。 (3) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

現行定款	変更案
	2. 優先中間配当 当会社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき44,000円（以下「第一種優先中間配当金」という。）を中間配当として支払う。
	3. 残余財産の分配 (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき1,000,000円に第一種累積未払配当金（残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）及び経過未払配当金（分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた金額の金銭を支払う。但し、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして第一種累積未払配当金を計算する。 (2) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

現行定款	変更案
	4. 優先順位 (1) 当会社の普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とし、第二種優先株式を第2順位とし、普通株式を第3順位とする。 (2) 剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
	5. 議決権 第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。
	6. 種類株主総会 (1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 (2) 第一種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
	7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 (2) 当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

現行定款	変更案
	8. 金銭を対価とする取得請求権 <u>第一種優先株主は、いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「第一種金銭対価取得請求日」という。）。</u> <u>第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金（第一種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（第一種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第一種金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額とする。</u>

現行定款	変更案
	9. 金銭を対価とする取得条項 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日（以下「<u>第一種強制償還日</u>」という。）が到来することをもって、<u>第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u> <u>第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金（第一種強制償還日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（第一種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第一種強制償還日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額とする。また、第一種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。</u>

現行定款	変更案
	10. 普通株式を対価とする取得条項 (1) 普通株式対価取得条項 当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当社の取締役会が別途定める日（以下「<u>第一種強制一斉転換日</u>」という。）が到来することをもって、<u>第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第一種優先株式の全部を取得することができる。</u> (2) <u>第一種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数</u> 当社は、<u>第一種強制一斉転換日において、第一種優先株主に対して、当該第一種優先株主が有する第一種優先株式の数に、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。</u> (3) <u>当初一斉転換価額</u> <u>一斉転換価額は当初626.2円とする。</u> (4) <u>一斉転換価額の調整</u> (i) <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり一斉転換価額を調整する。</u> (a) <u>普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により一斉転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u> $\frac{\text{調整後一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <u>調整後一斉転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</u>

現行定款	変更案
	(b)普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、一斉転換価額を調整する。 $\frac{\text{調整後一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後一斉転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 (c)下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「一斉転換価額調整式」という。）により一斉転換価額を調整する。 一斉転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $\frac{\text{調整後一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} \times \frac{\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \pm \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}}$

現行定款	変更案
	(d)当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現行定款	変更案
	(e)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による一斉転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

現行定款	変更案
	(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後一斉転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、一斉転換価額の調整を適切に行うものとする。 (a)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために一斉転換価額の調整を必要とするとき。 (b)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の一斉転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (c)その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって一斉転換価額の調整を必要とするとき。 (iii) 一斉転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (iv) 一斉転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後一斉転換価額を適用する日（但し、一斉転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (v) 一斉転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後一斉転換価額と調整前一斉転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、一斉転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
	11. 譲渡制限 第一種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

現行定款 (新設)	変更案
	(第二種優先株式) 第12条の3 当社の発行する第二種優先株式の内容は次のとおりとする。 1. 優先配当 (1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）又は第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき30,000円（以下「第二種優先配当金」という。）を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。 (2) ある事業年度において、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る第二種優先配当金につき本号に従い累積した第二種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が当該事業年度に係る第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第二種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降においては、年率3.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。第二種累積未払配当金は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第二種優先株式1株につき第二種累積未払配当金の額に達するまで、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。 (3) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

現行定款	変更案
	<u>2. 優先中間配当</u> 当社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき15,000円（以下「第二種優先中間配当金」という。）を中間配当として支払う。
	<u>3. 残余財産の分配</u> (1) 当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000,000円に第二種累積未払配当金（残余財産の分配が行われる日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配が行われる日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額の金銭を支払う。 (2) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。
	<u>4. 優先順位</u> 第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とする。
	<u>5. 議決権</u> 第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

現行定款	変更案
	6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 (1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 (2) 当会社は、第二種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。
	7. 金銭を対価とする取得請求権 第二種優先株主は、いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「第二種金銭対価取得請求日」という。）。 第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000 円に第二種累積未払配当金（第二種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1 項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（第二種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第二種金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1 年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後にいき、円位未満小数第2 位まで計算し、その小数第2 位を四捨五入する。）を加えた額とする。

現行定款	変更案
	8. 普通株式を対価とする取得請求権 (1) 普通株式対価取得請求権 第二種優先株主は、2023年4月1日から2026年3月31日までの間、いつでも、当会社に対して、次号に定める数の当会社の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該第二種優先株主に対して交付する。 (2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数 第二種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000 円に第二種累積未払配当金（普通株式対価取得請求が行われた日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（普通株式対価取得請求が行われた日を剰余金の配当基準日と仮定し、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から普通株式対価取得請求が行われた日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額に普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式の数を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める取得価額で除して得られる数とする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。 (3) 当初取得価額 取得価額は当初626.2円とする。

現行定款	変更案
	(4) 取得価額の調整 (i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

現行定款	変更案
	(c)下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $ \begin{array}{c} \text{調整} \\ \text{後取} \\ \text{得価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整} \\ \text{前取} \\ \text{得価} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{ \begin{array}{c} \text{(発行済普通} \\ \text{株式数－当会} \\ \text{社が保有する} \\ \text{普通株式の} \\ \text{数)} \\ \text{普通株式1株当たり} \\ \text{の時価} \end{array} + \frac{ \begin{array}{c} \text{新たに発行} \\ \text{する普通株} \\ \text{式の数} \end{array} \times \frac{1 \text{株当}}{\text{たり払}} \times \frac{\text{込金額}}{\text{普通株式1株当たり}} }{ \begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数－当会社が保有} \\ \text{する普通株式の数) + 新たに発行す} \\ \text{る普通株式の数} \end{array} } $

現行定款	変更案
	(d)当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現行定款	変更案
	(e)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現行定款	変更案
	(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (a)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (b)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (c)その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 (v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

現行定款	変更案
	9. 金銭を対価とする取得条項 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日（以下「第二種強制償還日」という。）が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。 第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金（第二種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第二種強制償還日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額とする。また、第二種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

現行定款	変更案
	10. 普通株式を対価とする取得条項 (1) 普通株式対価取得条項 当会社は、2026年4月1日以降、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日（以下「第二種強制一斉転換日」という。）が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を対価として、第二種優先株式の全部を取得することができる。 (2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数 当会社は、第二種強制一斉転換日において、第二種優先株主に対して、当該第二種優先株主が有する第二種優先株式の数に、第二種優先株式1株当たりの払込金額である 1,000,000 円に第二種累積未払配当金（第二種強制一斉転換日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（第二種強制一斉転換日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第二種強制一斉転換日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額を乗じて得られる額を次号において定める一斉転換価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。 (3) 当初一斉転換価額 一斉転換価額は当初626.2円とする。

現行定款	変更案
	(4) <u>一斉転換価額の調整</u> 一斉転換価額は第8項第(4)号に準じて調整する。なお、この場合には、「取得価額」を「一斉転換価額」、「調整前取得価額」を「調整前一斉転換価額」、「調整後取得価額」を「調整後一斉転換価額」、「取得価額調整式」を「一斉転換価額調整式」とそれぞれ読み替える。
	11. <u>譲渡制限</u> 第二種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。
(新設)	(<u>種類株主総会</u>) 第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、<u>種類株主の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</u> ② 第15条、第17条及び第18条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u> ③ 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第2号議案 第三者割当による第一種優先株式発行の件

当社は、下記1. に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記2. に記載の内容で第三者割当により第一種優先株式を発行いたしたいと存じます。

本議案は、①第一種優先株式の発行が会社法上の有利発行に該当すると判断される可能性が完全には否定できないこと及び②第一種優先株式及び第二種優先株式（以下、総称して「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）による希薄化率によれば株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様の意思確認手続が必要となることから、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

すなわち、①第一種優先株式の払込金額（1株当たり1,000,000円）は、当社及び割当予定先（下記1.（1）において定義します。）から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表取締役社長 野口真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階）（以下「ブルータス」といいます。）から得た第一種優先株式の評価額（1株当たり1,099,000円）から10%以内のディスカウントにとどまっているため、第一種優先株式の払込金額は、特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えておりますが、第一種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に煩雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、株主の皆様の意思を確認することが適正であると考えております。また、②第一種優先株式及び第二種優先株式には株主総会における議決権はありませんが、第一種優先株式及び第二種優先株式の潜在普通株式数を合計した希薄化率は、2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対して最大で36.7%、総議決権数128,319個に対して最大で37.3%となり、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の皆様の意思確認手続が必要となります。

なお、第一種優先株式の発行は、本臨時株主総会における本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案（第1号議案、本議案及び第3号議案）が原案どおり承認されることを条件とするものであります。

1. 第三者割当により第一種優先株式を発行する理由

（1）募集に至る経緯及び目的

当社は、長期経営方針「EVOL2027」を掲げ、「主力である国内ウェディング事業の収益性向上」・「海外・リゾートウェディング事業の東アジアを含めた成長」・「日本にブティックホテル市場を創るというホテル事業の展開」を戦略の柱とし、経営基盤の強化と資本効率改善による企業価値向上に取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年3月以降、国内外における挙式披露宴の日程延期及び一部キャンセル等が生じております。特に、海外・リゾートウェディング事業に関しては、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大による海外渡航制限、航空便の大幅減便を受け、業績の回復までに国内ウェディング事業に比べて長い時間を要することが予想されたため、2020年9月30日付けで海外・リゾートウェディング事業を運営する株式会社グッドラック・コーポレーションの全保有株式を売却して海外・リゾートウェディング事業が

ら撤退し、本日現在では国内ウェディング事業及び国内ホテル事業を主に展開しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の国内ウェディング事業及び国内ホテル事業においても多大な影響を及ぼしております。具体的には、上記のような挙式披露宴の日程延期及び一部キャンセル等の影響を主因とし、2021年3月期第3四半期累計では、131億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなり、連結自己資本比率は2020年3月期の40.6%から2021年3月期第3四半期は20.0%まで低下しました。

2020年5月の緊急事態宣言の解除以降は、挙式披露宴の日程延期やキャンセル等を希望されるお客様が減少傾向に転じ、業績は回復しつつあったものの、2021年1月7日に2回目の緊急事態宣言が発出されたことから、挙式披露宴の来年度への日程延期が再び増加しました。新型コロナウイルス感染症拡大による当社業績への影響は、依然として不確実性が高いものと考えております。

当社の資金状況としましては、2020年4月21日付「当座貸越契約の締結に関するお知らせ」及び同年6月19日付「長期資金の借入及び当座貸越契約の締結に関するお知らせ」のとおり、当座貸越契約枠は本日時点で165億円あり、現状まだ融資枠に余裕があることから、当面の資金繰りのリスクはないものと認識しております。もっとも、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績影響の不確実性が、今後一層長期化する可能性に鑑みた上で、自己資本比率及び財務体質の改善は重要な課題であり、加えて、新型コロナウイルス感染症が収束した後を見越した成長戦略を実施する上での投資も視野に入れて、様々な資金調達方法を検討してまいりました。当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社を起用し、同社を通じて、複数の投資家候補に対して、当社に対する出資を通じた資金提供を含む支援の可能性を打診し、協議を重ねてまいりました。かかる複数の投資家候補との協議の結果、2020年11月中旬、農林中央金庫及びTsunagu Investments Pte. Ltd. (以下「Tsunagu Investments」といい、農林中央金庫と併せて「割当予定先」といいます。) から出資の可能性が示されたことから、割当予定先との間で、出資に係る本格的な交渉を開始しました。その後、割当予定先より提供可能な資金額、資金提供の方法、諸条件等に関する初期的な提案内容を受領し、その後、2020年12月中旬より割当予定先が実施したデューディリジェンスの結果を踏まえ、2021年2月上旬、最終的な提案内容を受領しました。当社は、当該提案内容につき慎重に検討した結果、割当予定先からの提案内容が現時点において当社がとり得る最善の選択肢であると判断するに至ったことから、割当予定先からの出資を受け入れることを決定いたしました。

当社は、農林中央金庫との間においては、国内ウェディング事業における花や食材の調達に関して、当社が現在進めている質の向上・原価効率化を目指した協業を検討していくことが可能であると考えております。

他方、Tsunagu Investmentsは、シンガポールをベースにした投資持株会社であり、Pavilion Capital Holdings Pte. Ltd. (以下、「Pavilion Capital」といいます。) によって、間接的かつ完全に保有されている子会社であるとのことです。Pavilion Capitalは、2012年以降日本での投資を開始しているとのことです。Tsunagu Investmentsは、幅広い業種に投資し、投資先のビジネス戦略において、協業を通じて投資先のさらなる成長の為にマネジメントサポートを提供し、企業価値向上を実現させるとのことです。

以上の点も踏まえ、当社は、割当予定先との信頼関係を構築し、事業戦略上の協業を通じてより一層の成長を実現でき、当社企業価値の向上及び既存株主の皆様へ利益をもたらす効果が期待できることから、農林中央金庫及びTsunagu Investmentsは本優先株式の割当先として最適であると考えております。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記のとおり2021年3月期第3四半期における連結自己資本比率が20.0%となり、当社の純資産が大幅に減少している財務状況に鑑みると、財務体質の安定化を図るためには、金融機関等からの借入や社債発行による資金調達ではなく、資本性の資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

具体的な資金調達方法については、上記のような当社を取り巻く厳しい事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式による公募増資の実施は効果的な選択肢ではなく、また、普通株式の大規模な第三者割当増資は、直ちに希薄化をもたらすことになり、株主の皆様に対して直ちに不利益を生じさせかねないことから適切ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ノンコミットメント型ライツオファリング）又は株式を割り当てる株式割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。加えて、新株予約権の第三者割当についても、株価動向等を踏まえた割当先の判断により、必ずしも新株予約権が全て行使されるとは限らないため、最終的な資金調達額が不明であることから、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対し、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては大規模な資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、また、適切なスポンサーを選定し、合理的な商品設計について合意できれば、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると思われました。そこで、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことのない第一種優先株式及び第二種優先株式により資金調達をすることといたしました。上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、国内ウェディング事業及び国内ホテル事業を軸とする今後の事業展開を目指す上で、特に国内ウェディング事業における安定的な収益化を図るため、店舗リニューアル投資や建物修繕費用、ドレス仕入費用、システム開発費用等の必要資金を確保する必要がありますが、本第三者割当増資により、長期かつ安定的な資金を確保することが可能となります。

なお、当社が発行する第一種優先株式及び第二種優先株式においては、いずれも当社による普通株式を対価とする取得条項が設けられており、2026年4月1日以降に普通株式への転換が可能となっていることから、当社が当該取得条項を行使した場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。また第二種優先株式においては、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けており、2023年4月1日か

ら2026年3月31日までの期間において、第二種優先株主により、普通株式の交付と引き換えにその有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することが可能となっているため、第二種優先株主から当該取得請求権を行使された場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。

もっとも、第一種優先株式においては第一種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権は設けておらず、当社より普通株式を対価とする取得条項を行使しない限り、議決権の希薄化は発生しないことから、既存株主の皆様へ配慮した設計となっております。また、第二種優先株式については、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けているものの、取得請求権は発行から2年後の2023年4月1日から行使可能としており、行使可能期間を2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間に限定しております。

これら第一種優先株式及び第二種優先株式の組み合わせによる本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化を確実に実現し、かつ、希薄化を可能な限り抑制できる最適な資金調達方法であると考えております。

（3）発行条件等の合理性

ア 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関しては、「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、割当予定先との間で真摯に協議を行い、その結果、第一種優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円、第二種優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とそれぞれ決定いたしました（以下、第一種優先株式の払込金額及び第二種優先株式の払込金額を併せて「本払込金額」といいます。）。当社としては、上記の交渉経緯及び当社が置かれた厳しい状況等を踏まえ、本払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、本第三者割当増資における公正性を期すため、本優先株式の発行要項並びに農林中央金庫との間の第一種優先株式に係る株式引受契約書及びTsunagu Investmentsとの間の第二種優先株式に係る株式引受契約書に定められた諸条件を考慮した本優先株式の評価につき、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して依頼し、プルータスより、2021年2月9日付で、評価報告書（以下「本優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。プルータスは、本優先株式の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち、ディスカウント・キャッシュフロー法及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて本優先株式の評価を実施しています。また、プルータスは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。本優先株式評価報告書において、2021年2月9日の当社の株価終値を基準として算定された本優先株式の価値は、第一種優先株式1個当たり1,099,000円、第二種優先株式1個当たり999,000円と記載されています。本優先株式の価値算定結果の詳細は、下記のとおりです。

① 本優先株式の算定結果：

第一種優先株式： 1株当たり1,099,000円

第二種優先株式： 1株当たり 999,000円

② 採用数値の概要：

満期までの期間 3年間

株価 702円/株（2021年2月9日の東京証券取引所における当社普通株式の終値）

株価変動性 57.87%

普通株式配当利回り 0%

当社は、プルータスが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、農林中央金庫及びTsunagu Investments に対して有利発行とならないと考えられる水準を検討し、割当予定先との協議の上、双方合意のもとで最終的に本払込金額を決定しました。プルータスが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮して公正価値を算定していることから、プルータスの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、第二種優先株式については、その払込金額が当該算定結果である第二種優先株式の評価額である999,000円を上回る金額とされており、また、第一種優先株式についても、その払込金額は当該算定結果である第一種優先株式の評価額である1,099,000円から10%以内のディスカウントにとどまっているため、本優先株式の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。もっとも、当社としては、本優先株式の払込金額は有利発行には該当しないと考えるものの、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に煩雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、株主の皆様の意思を確認することが適正であると考え、本臨時株主総会において特別決議による承認を受けることを本第三者割当増資による本優先株式の発行の条件といたしました。

イ 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、第一種優先株式を2,000株発行し2,000,000,000円を調達、第二種優先株式を1,000株発行し1,000,000,000円を調達いたしますが、店舗リニューアル投資や建物修繕費用、ドレス仕入費用、システム開発費用等の必要資金といった資金使途に照らすと、本優先株式の発行数量は必要且つ合理的であると判断しております。

また、第一種優先株式及び第二種優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、上記「(2) 本第三者割当増資を選択した理由」に記載したとおり、当社が発行する第一種優先株式及び第二種優先株式においては、いずれも当社による普通株式を対価とする取得条項が設けられており、2026年4月1日以降に普通株式への転換が可能となっていることから、当該取得条項を行使した場合には普通株式の発行による議決権の希薄

化が生じることとなります。また第二種優先株式においては、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けており、2023年4月1日から2026年3月31日まで、第二種優先株主により普通株式の交付と引換えにその有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することを可能としているため、当該取得請求権が行使された場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。

仮に、第一種優先株式の全部について、当社が取得条項を行使した場合に交付される株式数は、第一種累積未払配当金及び経過未払配当金がいずれも存在しないと仮定した場合3,193,868株であり、その議決権数は31,939個となります（2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対する比率は24.5%、議決権総数128,319個に対する比率は24.9%）。第二種優先株式の全部について、当社が取得条項を行使した場合に交付される株式数は、第二種累積未払配当金及び経過未払配当金がいずれも存在しないと仮定した場合1,596,934株であり、その議決権数は15,969個となります（2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対する比率は12.2%、議決権総数128,319個に対する比率は12.4%）。また、第二種優先株式の全部について、第二種優先株主により取得請求権が行使された場合に交付される株式数は1,596,934株であり、その議決権数は15,969個となります（2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対する比率は12.2%、議決権総数128,319個に対する比率は12.4%）。

かかる第一種優先株式及び第二種優先株式の潜在普通株式数を合計した希薄化率は、2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対して最大で36.7%、総議決権数128,319個に対して最大で37.3%となります。

他方、本第三者割当増資は、当社の連結純資産の拡充による財務体質改善及び市場環境の変化に応じた将来への成長投資を目的に行うものです。これにより、当社の中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立につながり、ひいては中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与することが可能であるものと考えております。

このように、当社普通株式の希薄化が生じ得ることになりますが、普通株式を対価とする当社による取得条項又は第二種優先株主による取得請求権の行使によって交付される普通株式数の上限は当初から固定されており、今後の株価動向や行使の時期によって潜在的な希薄化率が増加することはない設計となっております。加えて、上記「（2）本第三者割当増資を選択した理由」に記載のとおり、第一種優先株式においては第一種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権は設けられておらず、当社より普通株式を対価とする取得条項を行使しない限り、普通株主の議決権の希薄化は発生しないことから、既存株主に配慮した設計となっております。また、第二種優先株式については、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けているものの、取得請求権は発行から2年後の2023年4月1日から行使可能としており、行使可能期間を2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間に限定していることから、普通株式の早期の希薄化を回避することができる設計となっており、既存株主の皆様が生じる影響を少なくする方策を講じております。したがって、本優先株式の発行が当社の企業価値向上に資するものであることを踏まえると、本優先株式の発行により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

2. 第一種優先株式の発行要項

(1) 株式の名称

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 第一種優先株式

(2) 募集株式の数

2,000株

(3) 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 1,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

資本準備金 1,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

(5) 払込金額の総額

2,000,000,000円

(6) 払込期日

2021年4月20日

(7) 発行方法

第三者割当の方法により、農林中央金庫に全ての第一種優先株式を割り当てる。

(8) 第一種優先株式の内容

第1号議案をご参照ください。

第3号議案

第三者割当による第二種優先株式発行の件

当社は、下記1．に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記2．に記載の内容で第三者割当により第二種優先株式を発行したいと存じます。

本議案は、①第二種優先株式の発行が会社法上の有利発行に該当すると判断される可能性が完全には否定できないこと及び②本第三者割当増資による希薄化率によれば株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様ご意思確認手続が必要となることから、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

すなわち、①第二種優先株式の払込金額（1株当たり1,000,000円）は、当社が第三者算定機関であるブルータスから得た第二種優先株式の評価額（1株当たり999,000円）を上回る金額であるため、第二種優先株式の払込金額は、特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えておりますが、第二種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に煩雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、株主の皆様ご意思を確認することが適正であると考えております。また、②第一種優先株式及び第二種優先株式には株主総会における議決権はありませんが、第一種優先株式及び第二種優先株式の潜在普通株式数を合計した希薄化率は、2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対して最大で36.7%、総議決権数128,319個に対して最大で37.3%となり、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の皆様ご意思確認手続が必要となります。

なお、第二種優先株式の発行は、本臨時株主総会における本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案（第1号議案、第2号議案及び本議案）が原案どおり承認されることを条件とするものであります。

1. 第三者割当により第二種優先株式を発行する理由

第2号議案をご参照ください。

2. 第二種優先株式の発行要項

(1) 株式の名称

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 第二種優先株式

(2) 募集株式の数

1,000株

(3) 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金

株主総会参考書類

資本金 500,000,000円（1株につき、500,000円）
資本準備金 500,000,000円（1株につき、500,000円）

（5）払込金額の総額
1,000,000,000円

（6）払込期日
2021年4月20日

（7）発行方法
第三者割当の方法により、Tsunagu Investmentsに全ての第二種優先株式を割り当てる。

（8）第二種優先株式の内容
第1号議案をご参照ください。

第4号議案

資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えたいと存じます（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）。

本資本金等の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

なお、本資本金等の額の減少については、第1号議案乃至第3号議案が原案どおり承認され、本優先株式の払込みがなされることを条件といたします。

1. 減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額6,764,334,566円を4,764,000,000円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 減少する資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額6,710,534,407円から5,210,000,000円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

3. 効力発生日

2021年4月20日

以上



スマートフォンやタブレット端末から左記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

株主総会会場ご案内図

■ 会場

アーフェリーク白金

〒108-0071 東京都港区白金台四丁目19番19号

■ 交通

東京メトロ南北線・都営三田線

白金台駅 1番出口より 徒歩 5分

※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



株主メモ

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	毎年 6 月開催
基準日	定時株主総会：毎年 3 月 31 日 期末配当金：毎年 3 月 31 日 中間配当金：毎年 9 月 30 日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
(HP アドレス)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

公告の方法

下記当社ホームページに掲載して行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

<https://www.tgn.co.jp/company/ir/>

金融商品取引所

東京証券取引所（第一部）

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、特別口座の口座管理機関である左記三井住友信託銀行にご確認ください。

特別口座について

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である左記三井住友信託銀行に口座（特別口座といいます）を開設しています。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は左記の電話照会先宛にお願いいたします。